

自動車税納税義務者の変更について

税申告書の記載誤りに起因する自動車税の納税義務者誤りについては、下記の書類を郵送で提出していただくことで、正しい納税義務者への変更が可能になります。

今年度以前の自動車税に未納が無く、かつ提出いただいた書類上明らかに納税義務者が誤っていると確認できましたら、来年度から納税義務者を変更します。

記

【提出書類】

① 自動車税納税義務者変更申立書（車1台につき1枚）

◆任意様式です。

◆県が作成した様式を使用する場合は、記載例のとおりにお記載ください。

② 契約書の写し

◆リース契約書の場合

所有者・使用者双方の記名押印があり、自動車登録番号、車台番号、契約年月日、リース期間、支払月額などが記されているもの。

◆売買契約書の場合

所有者・使用者双方の記名押印があり、自動車登録番号、車台番号、契約年月日、支払期間、支払月額、所有権留保に関する条項などが記されているもの。

所有権留保に関する記述が契約書の裏面などにある場合は、その面もコピーしてください。

*契約書に車両を特定する情報（登録番号又は車台番号）が記載されていない場合には、車両が特定でき、かつ契約書に紐づく資料を添付してください。

（例：契約番号や車両の登録番号が記された物件受領証など）

【 提出書類の送付先 】

〒260-8523

千葉県千葉市中央区問屋町1-11

千葉県自動車税事務所 課税第二課 宛て

TEL 043-243-2721

自動車税納税義務者変更申立書

令和 年 月 日

千葉県自動車税事務所長 様

既に提出済みの自動車税申告書について、納税義務者の記載誤りがありましたので、来年度から下記のとおり変更願いたく申し立ていたします。

所有者
住所

使用者
住所

氏名(法人名)
(法人の場合は代表者職・氏名も併記)

氏名(法人名)
(法人の場合は代表者職・氏名も併記)

担当者名(法人の場合)

担当者名(法人の場合)

電話番号

電話番号

記

登録番号	車台番号

・税申告書提出日 年 月 日

・申立後の納税義務者(○で囲んでください)

①所有者 ②使用者(売買契約で売主が所有権を留保している場合のみ選択可)

・所有者・使用者の関係性(○で囲んでください)

①本社・支社 ②親族 ③リース ④所有権留保 ⑤その他()

・契約書の名称 契約日 年 月 日

・契約(支払い)期間 年 月～ 年 月

※必要添付書類 : 契約書の写し(リース契約書、割賦販売契約書等)

自動車税納税義務者変更申立書(記載例)

申立書の記入日を御記載ください。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

千葉県自動車税事務所長 様

既に提出済みの自動車税申告書について、納税義務者の記載誤りがありましたので、来年度から下記のとおり変更願いたく申し立ていたします。

所有者

住所

千葉県千葉市中央区市場町1-1

氏名(法人名)

(法人の場合は代表者職・氏名も併記)

〇〇自動車株式会社 代表取締役〇〇

担当者名(法人の場合)

千葉県 次郎

電話番号

043-243-2721

使用者

住所

千葉県千葉市中央区問屋町1-11

氏名(法人名)

(法人の場合は代表者職

千葉県 太郎

担当者名(法人の場合)

電話番号

043-243-2555

添付いただく契約書に双方の押印がある場合には、本申立書への押印は省略可能です。

内容について照会する場合がありますので、担当者名と電話番号は必ず御記載ください。

記

登録番号	千葉 555 さ 1234	車台番号	〇〇〇-1234567
------	---------------	------	-------------

・税申告書提出日 令和5年4月3日

・申立後の納税義務者(○で囲んでください)

①所有者

②使用者(売買契約で売主が所有権を

契約日が税申告書の提出日より前であることを御確認ください。当該申立は税申告時に納税義務者の記載を誤ったものが対象のため、それ以降に契約内容を変更した場合は対象外になり受付できません。

・所有者・使用者の関係性(○で囲んでください)

①本社・支社

②親族

③リース

④所有権留保

⑤その他()

・契約書の名称 リース契約書

・契約日 〇年 〇月 〇日

・契約(支払い)期間 〇年 〇月～ 〇年 〇月

※必要添付書類 : 契約書の写し(リース契約書、割賦販売契約書)

契約書に車両情報(登録番号又は車台番号)の記載がない場合には、当該契約書が本申立の車両のものであることを示す別書類(物件受領証等)を併せて御提出ください。